

総務委員会会議録

令和4年4月25日(月)
(開 会) 10:00
(閉 会) 10:45

【 案 件 】

1. 入札制度について
2. 情報発信について

【 報告事項 】

1. 国土強靱化地域計画の策定について

○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。「入札制度について」を議題といたします。提出資料について、執行部の説明を求めます。

○契約課長

「令和3年度 建設工事の入札執行状況」につきまして、御手元の資料に基づき、ご説明いたします。

「入札制度について」の1ページをお願いいたします。この資料は、令和4年3月末までに執行いたしました工事契約落札率別内訳表で設計金額が130万円越えの工事請負契約案件について、落札率別に記載したものでございます。入札件数の合計は130件、契約金額の総額は33億1826万2200円で、平均落札率は90.76%となっております。

次に、資料の2ページから4ページをお願いいたします。この資料は、令和4年3月末までに執行いたしました条件付一般競争入札の実施状況でございます。3月末までに33件の条件付一般競争入札を執行いたしました。その内訳といたしましては、土木一式工事が22件、建築一式工事が10件、電気工事が1件となっております。33件のうち総合評価分1件、変動型最低制限価格方式8件を除く24件中23件が最低制限価格で応札がなされ、23件中21件がくじ引により落札者を決定しております。一番下の欄に記載しておりますが、平均落札率は89.30%となっております。

次に、資料の5ページをお願いいたします。これは等級区分のクロスゾーンに適用します変動型最低制限価格方式による入札の執行状況で、本年1月から3月末までに同方式による入札はございませんでしたので、前回1月の本委員会報告書と同様8件の実施、平均落札率は87.63%となっております。

以上、建設工事の入札執行状況についての説明を終わり、次に、資料の6ページをお願いいたします。1月の本委員会において、委員よりご要望がありました件について説明をいたします。こちらの資料は、建築S等級業者10者の平成14年度から令和3年度における公共工事受注実績となっております。まず、この10者の売上高について、直近の決算額になりますが3億円以上の業者が10者中9者、そのうち6億円以上の業者7者となっております。

次に、工事受注額別の業者数となりますが、単独での受注額として3億円以上の工事を受注した業者は6者、うち6億円以上の工事を受注した業者2者となっております。また、特定JVでの受注額につきましては、3億円以上が8者、うち6億円以上が5者となっており、単独、または特定JVを合わせた受注額につきましては、3億円以上が9者、うち6億円以上が5者となっております。以上で説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○小幡委員

今、課長のほうから前回資料要求しておりました建築のS等級業者の受注実績の報告がありましたけど、これをお尋ねした理由の一つが、今まで3億円以上はJVにするとということでしたよね。それを今度から6億円以上をJVにすると。よって6億円以下であれば、単独でできるよという説明があった折に、業者さんの実績をどのようにチェックされたか、またはS等級の業者さんの年間工事高及び3億円以上、6億円以上の受注工事実績をお知らせくださいということでお尋ねしたんですね。なぜ聞いたかということ、前課長の答弁の中にS等級の10者はもう既に技術力がかなり向上して、単独でも6億円以内であれば、工事発注しても問題ないよというようなことから6億円以上をJVとすると、それ以外は6億円以下はもう単独でいけるという判断のもと、そうしましたという答弁があったんですね。

この数字を見ますと、1点ほどお尋ねしたいのは、売上高というのがありますよね。令和2年12月から令和3年11月の約1年間での、売上高が3億円以上が9者おっておりますね。S等級10者中、3億円以上の工事を受注されている、売上高がある業者さんは、9者おっておりますので、そのうちまた6億円以上が7者ということなんでしょう、この見方は6億円以上が7者ということで、3億円以上が9者でしょう。この2者、残り6億円以上7者と3億円以上9者でありますから、2者は6億円以下ということになるんですかね。そういう見方でよろしいですかね。

○契約課長

おっしゃいますとおり2者は、3億円以上6億円未満の業者ということになります。

○小幡委員

わかりました。相対的に受注高から見ても、単独の事業から見ても、数が多いとは言えないけれども、6億円以内であれば、単独でできるような技術力向上を図っておられるという判断だったと思います。

その上で、総合評価方式でちょっと質問したいのは、今一律で1億5千万円以上を全て総合評価方式で、入札するというようにやっておりますけれども、私が指摘したのは金額で縛るのではなくて、総合評価方式の根源は、品確法ですよね、品質確保をできた建物をしっかりと建ててもらわなければいけないという観点から、国のほうも一般競争入札に加え、総合評価方式をとるべきではないかという指導があっているというふうに認識しておりますけどね。この総合評価方式で1億5千万円以上で入札をするのは構わないよと言いながらも、6億円以下までは、品確法にのっとった品質確保ができる業者さんが10者そろっているということから言えば、経審も出されて審査も受けて、それだけの業者だという、何十者、何百者とおられる中の特定の10者ですよ。その方々にまた品確法に基づいてちょっと不安があるのかどうかわかりませんが、またその段階で、総合評価方式を採用する必要がないのではないかということをお尋ねしていただいたんですね。よって1億5千万円、例として2億円の工事があれば、単独でも6億円の実績がある業者さんがそろっているの、品確法を守るというのは常識ですので、ときと場合によっては、一般競争入札でも構わないのではないかと。よって、金額にもよりますが、やはり建物の組成に応じて、これは総合評価方式でやったほうが良いと、これは一般競争入札でも構わないというような、そういう判断のもとで入札制度も見直してほしいという要望です。

それと金額のみじゃなくて、請願にもありましたとおり国が指摘したものに、総合評価方式の欠点として、同じような総合評価方式を続けるとある一定の業者さんに固定してしまうと、偏ってしまうよという懸念があるという指摘があるんですね。請願の中身も、やはり今まで実施してきた総合評価方式の落札結果を見れば、数者に偏った傾向が見られるので、その点は、飯塚市はそれで構わないんですかという指摘だったんですね。ですから、あくまでも10者おる以上は、なるべく平等に発注できるような観点から総合評価方式のやり方を見直してほしい

というところですので、金額もそうなんですけど、偏らない方法を検討していただきたいと思っておりますけど、その点については、今課のほうで何か議論はなされておりますでしょうか。

○契約課長

委員がおっしゃいますとおり、受注が偏っているのではないかなというふうなお話いただきましたが、これまで行ってきました総合評価の中で、特定の業者に集中して、一部の業者のみが落札している状況にはなっていないというふうに考えております。それから1億5千万円以上について総合評価方式でやっておりますが、品確法の中では、建物など公共で使う物をつくる際に、やはり品質を高めていかなければいけないというところが一番にございます。委員がおっしゃいますとおり、業者の技術力を高めるというところも、大事でございますが、そこを何と申しますか、建物をよくつくっていただいて、それをその後、例えば交流センターなどをつくりましたら、その後に市民の方が、それを長く使っていただくことになりますので、その方たちにとってよりよいものをつくるというのが、品確法の趣旨というふうに考えておりますので、今後、総合評価方式について、以前にも今年度に先進地の視察を行って検討するというふうにしていますので、先進地の事例もいろいろ研究しながら、よりよいものにしていきたいというふうに考えております。

○小幡委員

そうですね、いろんな地域で、先進地で経験の多い自治体もあると思いますので、しっかりと、コロナの時期でなかなか行けなかったと思うんですけど、また研究のほうよろしく願います。

委員長、続けてもう1点よろしいでしょうか。本件とちょっとずれますがプロポーザル方式、同じ入札の中でも本市はプロポーザル方式の入札をやっていますが、ちょっと形が違うんですけど、最近でいけばコスモスコモンの改修がありましたね、あそこが1者でしたしょう。筑豊ハイツの建て替え、あそこも1者でしたしょう。今度の飯塚オートレース場の観覧席も1者入札と。DBO方式とかプロポーザルとかいう、いろんな入札のやり方はあるんですけど、なぜ1者しか集まらないのかという疑問があるんですね。事例でいきますと最近でいけば、レース場の工事なんですけれども、あそこも公告を出して入札参加条件というのがあると思うんですけれども、今、契約課のほうでレース場を例に公告を出されたときに、入札参加条件で何者ぐらいの想定をなさっていたか、わかりますか。

○契約課長

レース場で何者というのは、実際は公営競技事業所のほうですけれども、多くの条件を定めておりますけれども、市外の業者を参加というふうに見ておりますので、数十者が参加の対象になるというふうに考えております。

○小幡委員

経審の点数、千何百点以上とか、同等の施設の建設経験のあるところとか、いろんな条件がついて、公募すれば数十者単位で、県外ですから、市外業者ですから、業者数はあると思うんですよ。その中で1者しか来ないんだよね、いつも。そこに私は競争性がないのではないかなというふうな観点から、一つは公告しました、1者しか来なかったのであるならば、募集期間を、再入札をかけるとか、そういった方法をとるべきではないかと思っておりますけど、契約課のほうは、今どのような考えをお持ちでしょうか。

○契約課長

プロポーザルの実施に関しましては、レース場もそうですけれども、まず初めに委員のほうもおっしゃいましたとおり参加者に必要な資格要件を定めまして、その資格を持つ業者につきましては、全ての業者が入札に参加することが可能となっております。それで、レース場のほうも、結果として参加者が1者となっておりますけれども、入札が行われるまで何者が参加しているかわからないというところもございますので、その参加に際しては、他の入札者と競争

する意思を持って入札に参加しているということで、基本的には競争性はその時点で確保されているものと考えております。しかし、より多くの事業者に参加していただくことが、より競争性を高め、またよりよい提案を受けることにつながるものというふうに考えておりますので、これにつきましても先進地の事例等につきましても、調査研究を行ってまいりたいと考えております。

○小幡委員

ありがとうございます。今、言ったように公募をかけた段階で参加しなかったということは、そこで競争性が働いているのではないかという意見ですけれども、それもありましょう。ただし、通常の建築工事、土木工事の一般競争入札は、もう1者のときは認めていませんよね、一者入札は。その場合は、再公募をかけているのではないですか。それとは、ちょっと今の答弁とはちょっと矛盾があると思うんですよ。1者しか来なかったら、もう競争性が働いているので、それでいいならもう1者でも、一般競争入札でも1者しかいなくても、履行できるということになりかねませんのでね。やはり調査研究を行うということを前提に、やはりプロポーザルをかけた数十者の中で、たった1者しか来なかった場合は、今後どのようにするのか、やはり先進地等に事例等を尋ねられて、ちょっと研究してください。今後そこは変えていったらいいと思います。あくまでもたった1者だと不信感ですね、やはりしっかりと競争性を確保して、公共工事だから見比べて、技術も見比べ、金額も見比べ、それからベストな業者はこちらだというような、プロポーザルというのは比較的表に出ないやり方ではないですか。その点、注意してちょっと研究してください。

続けて、そのプロポーザルの国や他の自治体の事例の中には、いい悪いは別ですよ、プロポーザルで入札を行う場合に金額の公表をしないと。あくまでも参加する業者さんが、積算、見積りして、参加し、入札に応じると。行政側とすればプロポーザル内の予算内に収まっているかも点数の一つなんです。ですから、競争性がある数者の中の金額もちゃんと点数の中にプロポーザルの点数の中に加味して業者を選ぶと。本市の場合は、最初から金額を公表していますよね。それに対しても、競争性がないのではないかと。事実上、金額を公表しますと、レース場だって99.8%だとか、たった1者であればもう100%に近い入札、気持ち300万円だけ残してくれましたけど。そういったことが起こりかねないということですね。ですから、公表しても構わないんだけど、公表した場合はこういうやり方をすると、またこういった場合はもう公表しないと、いろんな研究を重ねてやっていただきたいという、ここは要望でとどめておきますので、どうぞよろしく申し上げます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

本件については、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、「情報発信について」を議題といたします。提出資料について、執行部の説明を求めます。

○情報管理課長

前回の委員会でも、先進地の効果的で特色のある広報方式や、情報発信の事例について資料提出を求められておりました。今回は、ラインの普及が他のSNSに比較して高いことに注目しまして、ラインサービスで行われている必要な情報を必要な人に届ける、または必要な人が必要な情報を手に入れることができるセグメント方式や、その他のサービスについて他市の事例の紹介を行います。なお、このことにつきましては、導入に向けて調査研究を行ってまいります。

それでは下記の表をご覧ください。自治体名及び概要を記載しております。まず、①の福岡

市についてです。粗大ごみの収集受付から手数料の支払いを行うものです。ラインのトーク画面で品目、住所、希望日などを入力し、LINE Payで支払いを行うものです。

次に、②の熊本市です。セグメント方式による市政情報の発信です。ラインで友達追加後にアンケート方式で欲しい情報を選択し、選択項目に応じた情報を配信します。また、校区単位の居住地に応じた情報選択が可能となっております。

3番目、郡山市です。これもセグメント方式による情報発信です。アンケートで回答された居住地に合わせ、各地区のごみ収集カレンダーに沿ってごみ収集日を定期的に、例えば、可燃ごみの収集日である地区でしたら、毎週月曜日と木曜日のごみの収集日に、「ごみの収集日です」ということを配信します。

4番目、都城市です。こちらもセグメント方式による情報発信です。移住を選択した友達へセグメント配信を行うことで、移住関連情報に接触する機会を増やし、移住検討度を向上させるものです。また、移住希望先などの画像をチャットでやりとりすることもできるようになっております。

5番目、武蔵野市です。市民からの道路や公園遊具の破損の通報につきまして、写真、位置情報などの必要情報を収集し、職員が対応に着手する仕組みとなっております。

6番目、最後です。渋谷区です。住民票の申請をラインのトーク画面で受け付け、マイナンバーカードによる本人確認を行い、住民票を自宅に郵送するものです。手数料の支払いもLINE Payで可能となっております。以上、簡単ではございますが説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○深町委員

ただいま説明を受けました活用事例について、説明がありましたが、本市で導入に向けての調査研究について、どのような取組を行っているのでしょうか、お尋ねします。

○情報管理課長

現時点では、インターネット、先進自治体のオンラインセミナーなどで情報収集を行っているところでございます。今後は、土木管理課や環境対策課等の関係課で構成しておりますSNS等利活用専門部会にて、本市が抱える問題等を洗い出し、今回の好事例の本市での導入について調査研究を行います。

○深町委員

セグメント方式とは、必要な情報を必要な人に届けるという説明がありましたが、熊本市の事例ではアンケート方式で、任意項目を選択しているとのことですが、具体的にどのような必要な情報を取得し配信するのか、教えてください。

○情報管理課長

熊本市では市のホームページからQRコードなどから、ラインの友達追加を行った後、アンケート方式による受信設定を行います。この設定は世代、性別、校区単位を選択し、欲しい情報という項目におきまして、イベント、子育て、健康、障がいなど11ジャンルを任意に選択できるというものです。例えば、子育てのジャンルを選択した市民の方には、市内の子育て施設でのイベント、子育て制度の重要なお知らせのほか、子どもの健康管理に関する情報などが、また、健康というジャンルを選択した市民の方には、健康づくりに関する情報や感染症など、流行時の注意喚起等が配信されます。なお、アンケート形式による校区単位での居住を取得することで、地域のイベント情報等を配信することが可能となり、よりきめ細やかな地域に根差した情報発信が実現できます。

○深町委員

次に、武蔵野市の事例において破損箇所の通報で、シナリオを使って写真や位置情報を送る

ということですが、具体的な通報の流れを教えてください。また、職員が情報を取得する流れも一緒に教えてください。

○情報管理課長

武蔵野市では、ラインのリッチメニュー画面にある通報機能ボタンをタッチし、誘導方式で破損写真、位置情報、日時、時間帯等の必要事項を入力し、送信してもらいます。送られた情報は、例えば道路であれば土木管理部門、公園であれば各公園担当にメール通知が届き、職員はすぐに対応着手が可能となり、ライン上で時間を問わず、通報プロセスを完結することができ、かつ位置情報の取得で、正確な情報収集が可能となります。

○深町委員

関係各課の職員の方が知恵を絞って取り組んでいただいておりますが、その中に市民からのアイデアを取り入れて行くなど、市民ニーズをつかみ、市民が利用しやすいものをつくり上げてもらいたいと思います。次に、今後、ラインを活用していく中で個人情報の取扱いを懸念されますが、どのような対策をされていくのでしょうか、お尋ねします。

○情報管理課長

個人情報の保護につきましては、内閣官房、総務省などの示す政府機関、地方公共団体等における業務でのライン利用状況を踏まえた今後のラインサービス等の利用の際の考え方というガイドラインがございまして、その中にラインサービスで個人情報を取り扱う場合は、ライン社とは別の委託先にセキュリティーが確保されたシステムを構築させ、ライン社側に情報が残らないような仕組みとすることとされております。本市においても個人情報を取り扱う業務につきましては、国のガイドラインにのっとり、通信の暗号化の適用やデータセンターの国内への所在等など、セキュリティー管理対策が充実した事業者へ委託することで考えております。

○深町委員

やはり情報の収集はホームページだと思っておりますが、今後ラインを活用していく中で、ホームページの閲覧数を上げていく工夫を何か考えておられますか、お尋ねします。

○情報管理課長

ホームページの閲覧は、直接の閲覧と各SNSの最終的な問合せ先を市のホームページの該当するURLにリンクさせておりますので、このように間接的に閲覧もされているものと思っております。先ほどの先行自治体の事例の2自治体において、ラインのメニューの中に市のホームページへ遷移できるボタンもあり、そのような手法もホームページに関心を持っていただく点で、閲覧数増に有用であると考えております。なお、防災情報やコロナウイルス関連の行政情報は、SNS等によるプッシュ通知型の通知で積極的に発信していく必要があると考えておりますが、ホームページにつきましては、閲覧数の増加も必要である一方で、市民や市外等の方々にとってわかりやすく、見やすいものにすることに重きを置いていきたいとも考えております。

○深町委員

先ほどの提出資料の中にありましたセグメント方式による情報配信や、市民からの通報による情報収集に関わる導入費用やランニングコストを詳しく知りたいので、次回以降の委員会で構いませんが、資料要求を行いたいと思います。委員長において取り計らいをよろしく願います。

○委員長

執行部にお尋ねします。ただいま深町委員から要求がっております資料は提出できますか。

○情報管理課長

提出できます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま深町委員から要求がありました資料については、要求すること

にご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、次回以降の委員会で執行部に資料の提出を求めます。ほかに質疑はありませんか。

○小幡委員

ちょっと1点だけ教えてください。このラインによるセグメント方式、このセグメント方式は、簡単に言いますとホームページを開くではないですか、飯塚市の。そこに暮らしのガイドが出てきますよね。届出に関する事とか、入居、引っ越しに関する事とか。私が開きました、この暮らしのガイドで自分が情報を入手したい、その項目を選んで行くではないですか。今度のこのラインによるセグメント方式も、このように自分の必要なところだけを選んでやるというような方式と考えていいんですかね、簡単に言えば。

○情報管理課長

このラインにおきましては、ラインの友達になる際に、アンケートをとります。必要なアンケートをとって、例えば、健康とか、移住とか、いろんな項目が出てきて、その方々がこの情報が必要というものを選択していただきます。その選択いただいたことで飯塚市にその方の情報が、何が欲しいかという情報を持つことができますので。今のSNSはもう一斉にプッシュ型で全員に通知しておりますけど、例えば子育てを選択された方だけに、子育ての情報を発信するというような仕組みとなっております。セグメントというのは、必要な方に必要なものを、全体ではなくてその部分だけをピンポイントに配信するというような意味でございます。

○小幡委員

何となくわかります。今、私は飯塚市のラインとつながっているんです。だから今からラインで結ぼうとする方と、もう既存の方がおられますよね。例としたら飯塚市がアンケートを送ってくるわけね。私が、仮に入居に関して知りたいと思えば、アンケートによる入居に関して知りたいということを飯塚市のほうに発信しますよね。飯塚市は、そのアンケートを集計しながら、何を発信するのかというのを決めていくわけ。そういう要は、全項目を扱うわけではないんでしょう、ちょっとそこのところがよくわかんないんだけど。今、5千人から6千人が登録している方が、アンケートを全部した場合に必要なのが分かってきますね。それに応じた分は、今から発信していこうというようなやり方をするんですか、そこのところをちょっともう少し詳しく。

○情報管理課長

今回、どのような情報が欲しいかというアンケートを皆さんに流しまして、例えば今、飯塚市でSNS等で全てに移住なり、健康なり、子育てというのを一斉に配信していますが、それをアンケート結果に基づきまして、必要な情報が欲しいという方だけに子育てとか、移住とか、健康の情報を発信するという事で、今ある全ての情報について配信するもので、アンケート結果に基づいて新たに情報をつくるという意味ではございません。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:33

再 開 10:35

委員会を再開いたします。

○情報管理課長

失礼いたしました。これは、再度の説明になりますけど、アンケートを用いまして、必要な情報を飯塚市が取得しまして、必要な情報だけをそのアンケートに答えていただいた方に配信するという事でございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○田中裕委員

飯塚市のホームページについて質問をさせていただきます。先ほどもホームページの閲覧数の増加を目指すという答弁もあっておりました。以前にも私が質問させていただきましたけれども、ホームページ、情報発信の方法としてのホームページの位置づけ、最重要なのかそれほどでもないのか、このあたりはどのように考えられているのか、お尋ねいたします。

○情報管理課長

ホームページにつきましては、先ほど答弁しましたようにSNS等の最終的な遷移先にもなっておりますので、その点ではもちろん重要だと考えておりますけれども、あくまでホームページは受け身になりますので、今後は積極的な情報配信というところにも、重きを置きたいと思っておりますので、今回紹介しましたセグメント方式などで、必要な情報を必要な方に発信をしていきたいと思っておりますので、双方とも重要だという認識でございます。

○田中裕委員

必要な情報を必要な人にといい答弁でございますが、市外の方が飯塚市に来てみたいねと、どういうまちだろうかという思いをもって調べる場合に、やはりホームページというのが一番手っ取り早く、その有力な情報を入手できると思うんですね。そう考えましたら、このホームページの内容というのは、最新のものであるべきだと思っておりますが、この点はどのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

○情報管理課長

移住に関しましては、ラインの友達等になるより前に、やはりホームページで検索されるほうが先だと考えておりますので、やはり市外の方が、最初に目にするものはホームページだと思っておりますので、見やすさ等の改善といえますか、これから見やすさ等についても、他市等を調査研究してよりよいものにしていきたいと考えております。

○田中裕委員

見やすさという形もそうなんですけれども、内容、その内容は最新のものである必要があると思えますけど、どうですかという質問です。

○情報管理課長

委員が言われるとおりです。最新のものにしていくことは重要と考えております。

○田中裕委員

では、ホームページの更新、これはどのような方法で、どういうふうにやっておられるのか、お尋ねいたします。

○情報管理課長

まず、担当する部門がホームページをそれぞれ所管をしておりますので、そこで情報を収集して最新のものにして、情報管理課としてはその内容について確認をして、アップしているという流れでございます。

○田中裕委員

先日も、もうその前ですか、一般質問等でもさせていただきました。ホームページの内容がちょっと古いですよと、今このホームページは、もう使われていないとか、もうこうではないですよと、指摘もさせていただきました。確かにコロナ関係の感染者数やワクチンの接種率、そういったものはきちっと毎回毎回更新をされて最新のものになっていると思うんですが、ずっと固定されているもの、例えば私がちょっと気になって、飯塚市のホームページから公園を開いて、八木山展望公園というのを見たんですね。その中には、施設紹介の中でこう記載されているんですよ。国道201号線の八木山峠に位置し、飯塚市を一望できます、これはそのとおりです。春には640本の桜が山の斜面に咲き、道行く人の心を和ませてくれます、これもそのとおりですね、その後です。また、近くには八木山展望台があり、あります。小さな展

望台には双眼鏡が設置されています、これはいつの話ですか。随分昔に双眼鏡は撤去されております。また、ハート形をした巨大な鐘のモニュメント、幸せの鐘、これもあります。しかしその後、カフェもありますとありますが、カフェはもう閉店をされております。これは本当に最新の情報発信が必要だと課長がおっしゃいましたけれども、これも数年前からこれはないよというのが、いまだにそのままホームページとして紹介されているということなんですよ。ですから例えば市外の方が飯塚市に行こうと、どういうところがあるのか調べて、八木山展望台を見たいなと思って行ったらないやんと、えっという感じにやはりなると思うんですね。ですからそういった意味では、最新の情報をきちっとお知らせしていただきますように要望いたします。これは前回もそのような要望しておりましたけれども、変わっておりませんので、またしっかりと徹底していただきますようお願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

本件については、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。案件に記載のとおり執行部から1件について報告したい旨の申出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「国土強靱化地域計画の策定について」、報告を求めます。

○防災安全課長

「飯塚市国土強靱化地域計画の策定について」、ご説明をいたします。本計画につきましては、令和3年6月から計画の作成を始め、庁内関係部署による作業部会を2回、学識経験者等で構成する有識者会議を3回実施し、委員の方から専門的意見を聴取するとともに、市民意見募集も行い、広く意見を反映しまして、本計画を策定いたしました。

資料をお願いします。飯塚市国土強靱化地域計画の内容につきましては、本年1月の当委員会において、全体素案のご説明をさせていただきましたので、その後の市民意見募集及び第3回有識者会議での意見を踏まえた変更点のみについて、ご説明させていただきます。

計画書の3ページ下段をお願いいたします。「第1章 策定の趣旨、位置付け」において、6. 本計画とSDGs（持続可能な開発目標）との関係性として、SDGsの目標達成に寄与することが求められている旨の記述を追記いたしております。

6ページから7ページをお願いいたします。「第3章 対象となる自然災害」において、市の気象及び台風の平年値等に係る数値について、最新の情報に変更しております。あわせて、8ページ下段の飯塚市の高齢化率の推移について、表を追記しております。

また、59ページから63ページをお願いいたします。本計画において、専門用語等が多数あることから、用語集として用語の解説の追記を行っております。

以上の内容等の変更を行い、庁内強靱化地域計画策定会議を開催し、意思決定を行いまして、本年3月に飯塚市国土強靱化地域計画を策定いたしました。本計画につきましては、概要版とあわせまして、市ホームページ及び、本庁舎1階情報コーナー、及び各支所、各交流センターにおいて閲覧が可能となっております。以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。これをもちまして

総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。